

豊中市産業利用補助金要領

(土地売買・貸工場建築)

～産業利用としての土地売却や貸工場等の建築を支援します～

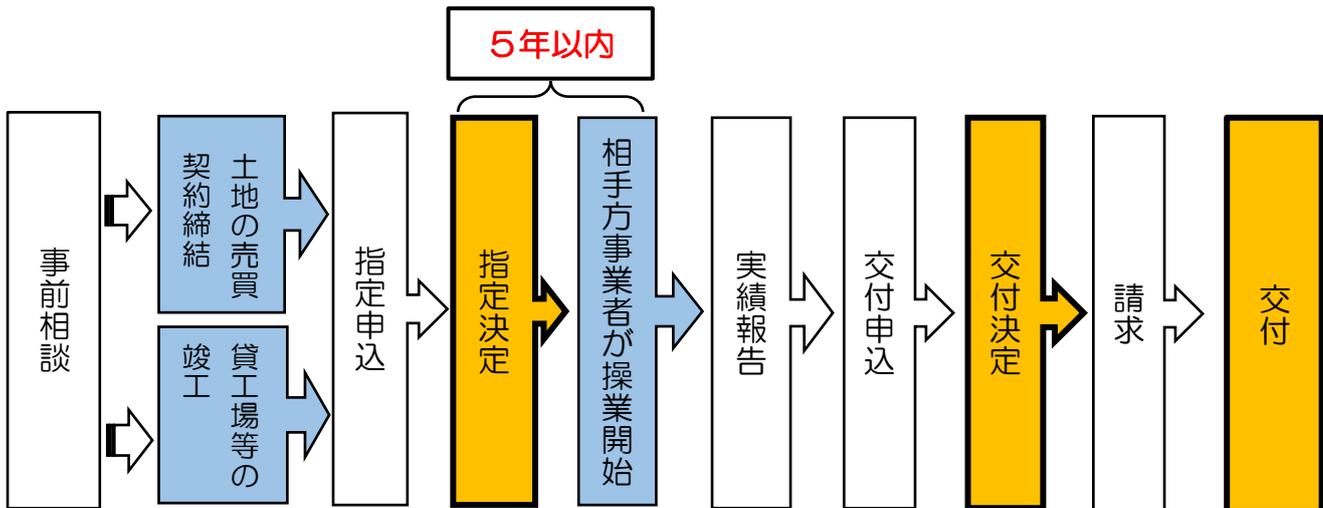
【目的】

事業所の立地に協力する土地所有者及び貸工場等の建築者に対して補助金を交付することにより、産業誘導区域における事業所の立地の促進及び安定した操業環境の維持・形成を図ることを目的とします。

【概要】

対象者	<ul style="list-style-type: none"> 土地所有者であり、事業者に土地を売却する者 賃貸を目的として貸工場等を建築（新設、増設、建替）する者
対象地	<ul style="list-style-type: none"> 産業誘導区域
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> 土地売買の場合：契約金額の3%(上限:500万円) 重点エリアの場合6%(上限:1000万円) 貸工場等建築の場合：建築費の3%(上限:500万円) 重点エリアの場合6%(上限:1000万円) <p>※補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額は除く。</p>
申込可能期間	<ul style="list-style-type: none"> 相手方事業者が当該土地上で事業開始するまで <p>ただし、売買契約又は賃貸借契約締結日時点で、既存建物で既に相手方事業者が事業を開始している場合は土地売買契約成立日または、貸工場等竣工日から1年間</p>
要件	<ol style="list-style-type: none"> 当該土地で実際に事業を行う事業者（以下、相手方事業者という）が「製造業」「卸売業」「道路貨物運送業でかつ、倉庫業、冷蔵倉庫業、梱包業のいずれかを含む事業者」であること。 申込者が指定を受けた際、相手方事業者が当該土地上で指定決定日から5年以内に事業開始すること。

【一連の流れ(申込者・市)】



※詳細は下記連絡先までお問い合わせください。

<申込み・問合せ先>

豊中市 都市活力部 産業振興課（市役所第一庁舎5階）

TEL：06-6858-2199 FAX：06-4865-2058

[詳細はこちら](#)



豊中市産業利用補助金要領 (土地賃貸)

～産業利用としての土地売却や貸工場等の建築を支援します～

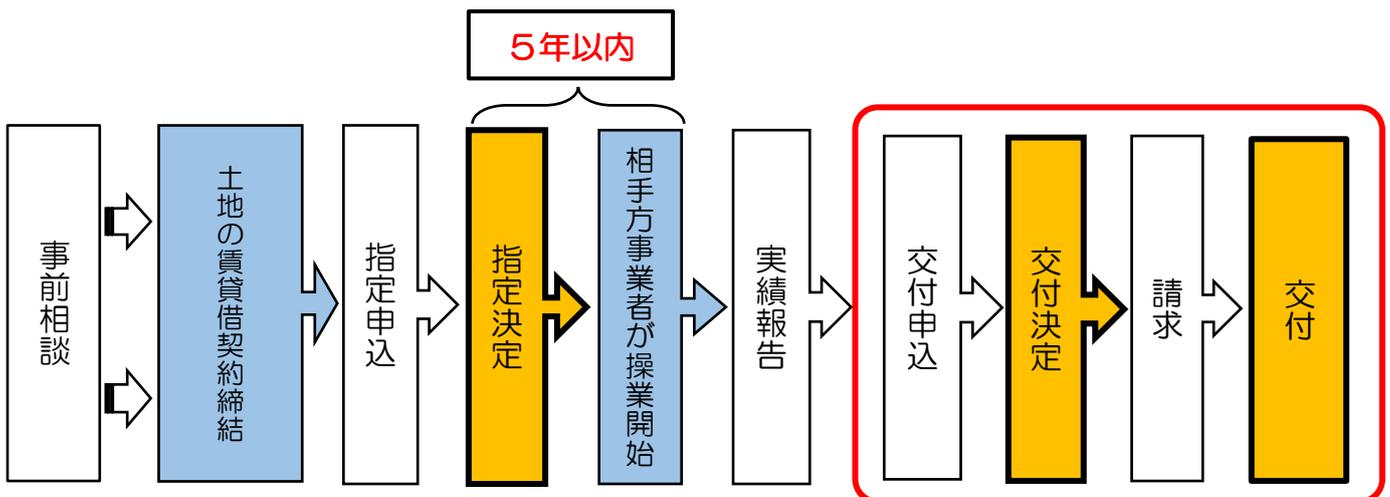
【目的】

事業所の立地に協力する土地所有者に対して補助金を交付することにより、産業誘導区域における事業所の立地の促進及び安定した操業環境の維持・形成を図ることを目的とします。

【概要】

対象者	土地所有者であり、事業者 ¹ に土地を賃貸する者
対象地	・ 重点エリア
補助金額	・ 固定資産税相当額を5年分(上限:1000万円)
申込可能期間	<ul style="list-style-type: none"> 重点エリア指定日時時点で既に事業者¹に土地を賃貸している場合は、重点エリア告示日から1年間 ただし、相手方事業者が既存建物を取得して事業開始する場合は、土地の賃貸借契約締結日から1年間 重点エリア指定日以降で新たに事業者¹に土地を賃貸する場合は、当該土地上で相手方事業者が事業開始するまで 相手方事業者が既存建物を取得して操業開始する場合は、賃貸借契約締結日から1年間
要件	<ol style="list-style-type: none"> 相手方事業者が「製造業」「卸売業」「道路貨物運送業でかつ、倉庫業、冷蔵倉庫業、梱包業のいずれかを含む事業者」であること。 申込者が指定を受けた際、相手方事業者が指定決定日から5年以内に事業開始すること。

【一連の流れ(申込者・市)】 5年間繰り返す



※詳細は下記連絡先までお問い合わせください。

<申込み・問合せ先>

豊中市 都市活力部 産業振興課 (市役所第一庁舎5階)

TEL: 06-6858-2199 FAX: 06-4865-2058

[詳細はこちら](#)

